

## 平成19年第8回美郷町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成19年12月19日（水曜日）午前10時開議

#### 議案上程（説明）

- 第 1 議案第66号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第68号 指定管理者の指定について
- 第 4 議案第69号 指定管理者の指定について
- 第 5 議案第70号 町道の認定について
- 第 6 議案第71号 町道の変更について
- 第 7 議案第72号 町道の廃止について
- 第 8 議案第73号 工事請負契約の一部変更について
- 第 9 議案第74号 平成19年度美郷町一般改正補正予算第6号
- 第10 議案第75号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第11 議案第76号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号
- 第12 議案第77号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第13 議案第78号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会会長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局 会長	小野寺 光廣 君	教育委員長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	深澤 克太郎	庶務班 長	後藤 貞江
主 査	武田 浩之	兼 議事班 長	

---

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎議案第66号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第66号 美郷町職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

少子高齢化や個人の価値観の変化による仕事と家庭の両立など生活スタイルの多様化に対応して民間では多様な勤務形態の試みが行われておりますが、公務員においてはこのような取り組みがまだ不十分であるということが指摘されておりました。このようなことから、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正の上、8月に施行されたことによりまして、育児短時間勤務制度等が導入されておりますので、これらを受けて条例の関係部分を改正するものでございます。

現在、育児休業は産後の休暇が終わった後子どもが3歳に達するまで認められておりますが、この制度をさらに拡大したものです。

主な内容ですが、職員の身分のまま育児のための短時間勤務を認める制度が導入されました。今は1週40時間勤務となっておりますが、本人の希望により20時間、24時間、25時間勤務のいずれかを選択することができます。また、部分休業制度の拡大により対象とする子どもの年齢が3歳未満から小学校就学前までに引き上げられることとなります。この部分休業制度というのは、子どもを養育するために1日2時間まで休業できる制度でございます。この短時間と部分休業は、いずれも勤務しない部分の給料はカットということになります。その他の字句の訂正等について

は、失礼ですが説明を省略させていただきます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで議案第66号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第2、議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

この一部改正は、人事院勧告に伴い給料表の改正等をするものでございます。8月に人事院勧告が出されておりますが、勧告の内容に基づき町では次のように取り扱いたいと考えてございます。

国の勧告は、俸給は若年層に限定した引き上げの改定、扶養手当は500円の引き上げ、期末手当は0.05カ月引き上げとし、実施時期は平成19年4月1日となっております。

県の勧告でございますが、期末手当を0.1カ月引き下げる。その他は国の勧告に準ずるとなっております。

そこで、町の対応でございますが、期末手当は引き上げ、引き下げはせず現行のまま、その他については県に倣い国の勧告に準ずる取り扱いとするが、実施時期は平成20年1月にしたいというものでございます。

国や県に準じない理由として、一つは合併後職員数が激減しておりますが、逆に事務量は年々増加の傾向にあり毎日のように多忙をきわめているということが挙げられます。合併してから毎年平均して13人、14人前後の職員が定年等により退職しており、今年度も3月に13人の退職が予定されており、来年度も定年退職だけで14人予定されております。反面、採用は極力抑制しております。退職者数にかかわらずこれまでは2人ずつの4人、来年度は3人予定してございます。当然に職員が減となった部分の事務は全体で対応しなければなりません。加えて、制度改正等による事務の煩雑さや権限移譲等による事務量の増加等が挙げられます。

もう一つは、町の職員の給与水準が低いということです。県内25市町村の平成18年度におけるラスパイレス指数は93.4でございますが、美郷町は91.0となっております。このようなことから、

職員の日常業務に対する士気の高揚等も考えまして、今ご説明したような取り扱いをしたいと考えてございます。決して現在財政に余裕があるわけではございませんが、そのような意味合いから実施時期は4月に遡及せず平成20年1月からにしたいと考えてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで議案67号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第3、議案第68号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（照井智則君） 議案第68号についてご説明いたします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第2条の規定により、11月1日から11月12日までの間、美郷町アクティセンターの施設の指定管理者を募集したところ1社から応募がありました。これを受けて、11月26日に美郷町指定管理者選定委員会を開催し申請内容を詳細に検討し、指定管理者といたしまして株式会社美郷の大地を選定しております。指定管理者に管理させる公の施設の名称は美郷町アクティセンター、所在地は美郷町千屋字相長根151番地、指定管理者となる法人は株式会社美郷の大地、所在地は美郷町千屋字相長根132番地20、指定の期間は平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間となっております。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで議案68号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第69号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（照井智則君） 議案第69号についてご説明いたします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第2条の規定により、11月1日から11月12日までの間、美郷町堆肥センターの施設の指定管理者を公募したところ1社から応募

がありました。これを受けまして、11月26日に美郷町指定管理者選定委員会を開催し申請内容を詳細に検討し、指定管理者といたしまして株式会社美郷の大地を選定しております。指定管理者に管理させる公の施設名称は美郷町堆肥センター、所在地は美郷町千屋字相長根132番地20、指定管理者となる法人は株式会社美郷の大地、所在地は美郷町千屋字相長根132番地20、指定の期間は平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間としてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで議案69号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第70号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第70号についてご説明いたします。

町道の新設改良及び県道の移管に伴い3路線を町道として認定いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

認定路線の赤城・扇田線及び大荒田・高田1号線は改良舗装工事の完成に伴い、また下八百刈・松葉野線は県道熊堂6号線の新設部分が完成したため集落内の旧県道を町が引き継ぎ町道として認定するものでございます。

資料集に位置図を添付しております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで議案70号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第71号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第71号 町道の変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第71号についてご説明いたします。

町道の変更についてでございますが、新設されました赤城・扇田線が蕨崎線と40メートル重複

するため、蕨崎線の延長を変更いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで議案71号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第72号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第72号についてご説明いたします。

町道の廃止についてでございますが、扇田線は新設されました赤城・扇田線と全線が重複するため廃止いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで議案72号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第73号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第73号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第73号についてご説明いたします。

工事請負契約の一部変更についてでございますが、平成19年7月11日に議決をいただいている六郷東部地区簡易水道事業第1工区は、当初砂防指定の出川にありますツ屋橋に配水管を添架する予定でしたが、県との実施協議におきまして橋が基準高を有していないため橋への添架が認められず単独での河川横断が必要になりました。このため工事費が増となり契約の変更が必要になり、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで議案第73号の説明が終わりました。

---

◎議案第74号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第74号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を担当課長から求めます。総務課長から順次説明してください。

○総務課長（深澤 廣君） それでは、内容についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますが、いずれも限度額を変更するもので増額補正となっております。詳細につきましては、歳入のところでご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入をご説明いたします。

9款1項1目1節の地方交付税ですが、普通交付税を充当させていただきます。

○幼児教育課長（齊藤克也君） 続きまして、13款国庫支出金、国庫補助金のうち1目民生費国庫補助金についてでございますが、民生費国庫補助金のうち次世代育成支援対策交付金につきましては、国の事業の一部組み替えによります減でございます。また、児童育成推進事業等対策事業補助金につきましては、児童の健全育成に資する模範的、先駆的な事業が対象とされておりまして、放課後児童クラブへの学校からの移送及び子育て支援事業の充実策につきまして満額国から補助される予定でございます。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 同じく6項教育費国庫補助金25万円の補正でございます。こちらは、本堂城回地区圃場整備事業に伴う試掘調査費の追加分の補助金でございます。

○幼児教育課長（齊藤克也君） 続きまして、県補助金でございますが、2目の民生費県補助金及び6目の教育費県補助金につきましては、いずれの事業とも年度当初想定しておりました県からの歳入が、その後の事業の組みかえなどによりまして現時点において変更となっている経費につきまして、民生費の方では結果的に232万円の増、教育費の方は13万8,000円の減を計上しているところでございます。

○企画課長（小原正彦君） 3項1目4節統計調査費委託金でございますが、こちらは住宅土地統



計調査の指導員1名の増による委託金額が決定したことによる増加でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく6目でございますが、これは県からの委託事務に対します委託金でございます。以上でございます。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 同じく7項教育費委託金でございます。540万円の減額補正でございます。こちらは本堂城回地区圃場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託金でございます。事業の精査見込みによる減額補正でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 続きまして、17款2項3目でございます。こちらにつきましては、事業量の減に伴います減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○総務課長（深澤 廣君） 続きまして、20款町債についてご説明いたします。

一つ目の振興基金造成事業債でございますが、振興基金は平成17年度より4億円ずつ造成しておりますが、平成19年度においては3億円とし1億円は他の事業に要する経費に充てる措置をしておりました。しかし、予定した事業の中には県の指導により特例債の適用はなじまないとされたものがありまして、その分については一般財源で対応してございます。このようなことから、造成のための財源がある程度確保できましたので、造成当初の計画どおり4億円を積み立てすることとし、今回1億円を補正するものでございます。合併特例債は95%充当となっておりますので、5%分については地域再生事業債を充当いたします。

次の農村整備事業債でございますが、土崎・小荒川地区ほか3カ所の圃場整備で要する経費の起債対応分です。まだ事業費は確定してございませんが、借り入れ手続の必要上、現時点での見込み額の補正となります。

次の町営住宅整備事業債ですが、事業の完了により起債対応分が確定したことによる補正です。

次の保健体育施設整備事業債ですが、プールパーク仙南の幕屋根取りかえ工事に要する経費に充てるものですが、合併特例債の適用はなじまないという県の指導がありまして一般財源で対応いたしますので減額となります。

次の臨時財政対策債でございますが、これは借入額の確定による補正でございます。

今ご説明した五つの町債の増減を起債の目的別に整理したのが5ページの地方債の補正の補正後の金額となります。

続きまして、11ページ、お願いいたします。

歳出をご説明いたします。

人件費の補正は議案第67号でご説明した人事院勧告によるもの、また国体室の縮小により12月の人事異動に伴う組み替えですので説明は省略させていただきたいと思ます。

2款1項1目4節の二つ目、労災保険料でございますが、町で雇用している臨時職員、幼稚園、保育園、公民館、学友館などですが、ここで働いている臨時職員、この方々に対する公務災害補償は、これまで秋田県市町村総合事務組合で取り扱っている非常勤職員の公務災害補償に加入しておりましたが、労働基準監督署との協議により労働者災害補償保険法、いわゆる労災を適用すべきという判断となりまして、平成19年4月にさかのぼって加入の必要が生じております。そのために240人分の労災保険料を補正するものでございます。保険料は雇用主負担となります。

それから、一つ飛んで19節の二つ目、非常勤職員公務災害補償組合負担金ですが、これは今ご説明した当初予定した240人分の掛け金を減額するものでございます。

それから、一つ戻って7節の事務補助金賃金ですが、行政区の再編によりまして六郷及び仙南地区の行政区数は、平成18年4月には114ありましたが平成20年4月には82となります。合併した行政区につきましては業務遂行上におけるシステムの変更が必要となりますので、臨時職員を雇用して対応したいと考えてございます。そのための2カ月分の賃金でございます。

○企画課長（小原正彦君） 続きまして、12ページ、お願いします。

7目電子計算費でございます。こちらは電算機器の消耗品、修繕費に不足が生じたことによります追加をお願いするものでございます。11節の128万3,000円でございます。

○税務課長（藤原茂夫君） 2項1目の税務総務費であります。3節職員手当等のうち人勧等に関するもの以外に時間外勤務手当と特殊勤務手当を補正しております。これは申告相談時と新設されました滞納対策班の徴収に係る経費を計上したものであります。以上です。

○総合サービス課長（山内英世君） 済みません。11ページの5目の財産管理費、戻りまして済みませんが、そのところの12ページの委託料ですが、105万3,000円の補正をお願いするものですが、これは町有バス4台分の運転代行料に不足が見受けられますので今回の補正でお願いしたいということでございます。

○企画課長（小原正彦君） 続きまして、13ページ、5項2目でございます。1万2,000円の補正でございます。こちらは歳入で説明しました住宅土地統計調査の指導員の増と県の委託金の決定による調整でございます。

○福祉保健課長（辻 一志君） それでは、14ページ、お願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の23節償還金でございますけれども、障害者福祉に関する国、県の

負担金、報償金の返還金で平成18年度の事業実績に基づきまして身体障害者保護費、自立支援給付費、地域生活支援事業費の精算でございます。主に義手などの補装具のほかデイサービスが月額定額制から日割りになったことなどによりまして精算額が生じております。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございますけれども、歳入の国庫補助金で計上いたしました児童育成事業推進等対策事業費補助金193万9,000円のうち76万円を充当し、国の事業実施要綱に基づきまして実施する子育て支援事業にかかわる経費でございます。町やボランティア団体が行っている子育て支援サービスを現在の子育て世代や今後子育てにかかわる世代に周知するためのガイドブックを作成するもので、そのための会議開催における講師謝礼、印刷製本費、作成にかかわる調査委託料を計上してございます。

○**幼児教育課長（齊藤克也君）** 4目児童福祉施設費のうち4節の共済費の社会保険料と7節の賃金につきましては、町立保育園の保育士の産休等に伴います新たな臨時保育士の雇用に要する経費でございます。

○**住民生活課長（鈴木四郎君）** 15ページをお願いいたします。

4款1項3目でございます。8節の報償費でございます。こちらにつきましては、水環境保全条例の検討会の会議の回数を追加いたしたく補正をお願いするものでございます。

それから、12節から15節でございます。こちらにつきましては、歳入でも申し上げましたとおり工事等に伴う残土の活用を図りながら最終処分場の覆土を行いたいということで当初計画してございましたけれども、必要量に達していないということで今回その分について減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○**建設課長（鈴木 隆君）** 3項1目28節でございますが、これは六郷東部地区簡易水道工事の事業量追加によります特別会計への繰出金でございます。

○**税務課長（藤原茂夫君）** 16ページになります。

6款1項6目の国土調査費であります。ここでは国土調査と圃場整備完了、登記完了地区の土地台帳への入力作業のための事務補助員に係る経費の計上と、一筆調査が早く終了したために現地調査賃金のほか消耗品を減額しております。

○**商工観光課長（小林宏和君）** 17ページをお願いします。

上から4行目です。7款1項1目9節でございます。大田区でのかまくら物販交流に要する旅費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下の2項9節でございますが、これは企業誘致関連の秋田立地セミナー出席

に要する旅費でございます。

それから、4目温泉施設費の11節需用費でございますが、千畑温泉並びに温水プールの水道料、使用料の増加によりまして予算に不足が生じ今回補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 18ページをお願いいたします。

8款2項1目につきましては、財源補正でございます。

2目15節でございますが、これは9月の集中豪雨時に町道野中筑後屋敷線、サンワーク付近の側溝でございますが、これがあふれたため、これを改善するための工事を行いたく補正をお願いするものでございます。

12節、27節は除雪トラックの車検費用でございます。

3目13節及び15節でございますが、これは大坂善知鳥外川原線の道路整備に伴う嘱託登記に関し調査箇所がふえたため13節を増額し、同額を15節から減額するものでございます。

5項1目28節でございますが、消費税の還付金及び下水道事業債確定に伴い特別会計への繰出金を減額するものでございます。以上でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 19ページをお願いいたします。

9款1項2目の非常備消防費でございます。9節の旅費につきましては、まちづくり交付金の要望等に伴う旅費の補正をお願いするものでございます。

それから、もう一つは自治体消防60周年記念に伴う旅費の補正をお願いするものでございます。

それから、3目の消防施設費でございます。11節につきましては、小型動力ポンプ等の修理費に不足を来しましたので補正をお願いするものでございます。

それから、19節につきましては、施工上の事業量の増に伴います負担金の追加をお願いするものでございます。以上でございます。

○学務課長（高橋 薫君） 教育費でございます。2項小学校費の学校管理費の15節の工事費ですが、六郷小学校のキュービクルが不足しており、これを改修する工事費でございます。

次のページをごらんください。20ページです。

中学校費の学校管理費の15節工事費ですが、千畑中学校として消防設備点検時において指摘がありました格技場の火災報知機を設置する工事費、グラウンドにある掲揚棟が老朽化しており、これを改修する工事費、また教室の一部サッシが老朽化してございまして、これを改修する工事

費であります。さらに、六郷中学校関係といたしまして、体育館のギャラリーの照明のふぐあいによりまして安定器等の改修をしたいと。それから、特別教室棟のFF温風機の1基を取りかえるための工事費でございます。

それから、19節でございますけれども、生徒派遣補助金であります、六郷中学校のマーチング全国大会出場によりまして、今後の派遣費に不足が生ずるためお願いするものでございます。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 5項1目社会教育総務費203万8,000円の減額でございます。7から14節につきましては、社会教育事業の一部に完了しているものがございまして、それらの精算に伴う減額補正でございます。

19節六郷婦人会補助金4万円の減額でございますが、活動内容の縮小に伴って補助金辞退の申し出がございましたので減額するものでございます。

3目文化財保護費でございます。374万円の減額でございます。こちらは本堂城回地区圃場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業の精算見込みによる補正でございます。13節調査委託料は、バックホーによる試掘調査の減額でございます。15節一般土木工事費は調査現場の資材置き場等造成工事でございますが、2カ所予定してございましたけれども1カ所で間に合ったということで減額でございます。

5項2目の保健体育施設費でございます。248万3,000円の補正でございます。先般、六郷体育館の下水道接続工事を実施したところでございますが、メーターを取りつけしたところ漏水があることが判明いたしました。場所は特定できませんが、建物の床下と想定されます。1日約8トンの漏水でございます。よって、給水管を新たに屋内に設備する工事費として224万円、漏水分を含めた下水道使用料を24万3,000円の補正ということでお願いするものでございます。以上です。

○学務課長（高橋 薫君） 学校給食費でございます。

次のページをごらんください。22ページでございます。

11節需用費ですが、学校給食センターの食中毒防止対策といたしまして衛生管理を強化したため、衛生消耗品及びボイラーの灯油等が不足したものによるものでございます。よろしく申し上げます。

○総務課長（深澤 廣君） 12款の公債費でございますが、償還金利息を計上してございます。これは、平成18年度の9月定例会で議決をいただきました凍上災害にかかわる災害復旧事業は、平成19年度に入ってから事業してございます。この事業の完了を待って地方債を借り入れしておりますが、この借り入れに対する今年度分の利息ということになります。

13款の諸支出金ですが、積立金1億円、これは歳入の20款町債でご説明した振興基金の造成のための積み立てでございます。

それから、14款予備費ですが、不足が見込まれますので300万円補正をお願いしたいというものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明漏れありませんか。

これで議案第74号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第75号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第75号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） それでは、国保特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

4款1項1目の療養給付費等交付金でございますが、退職者医療にかかわる交付金で歳出の退職者の被保険者等療養給付費と退職被保険者等高額療養費の補正合計額と同額を計上しております。

次の6ページをお願いいたします。

2款1項2目は退職被保険者等療養給付費の増額補正でございます。退職被保険者が昨年と比べ増加しておりまして医療費も伸びているために給付費を補正するものでございます。

同じく2款2項の高額療養費ですが、一般、退職とも現在までの診療実績から今後予算の不足が見込まれるため補正するものでございます。なお、一般の被保険者高額療養費の増額補正には予備費を充てております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで議案第75号の説明が終わりました。

---

◎議案第76号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第76号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） それでは、簡易水道特別会計の歳入歳出を説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目1節でございますが、これは六郷東部地区簡易水道事業によります消火栓設置負担金の増額分でございます。

2款1項1目2節でございますが、使用料の滞納分が収入になったものでございます。

2項1目2節でございますが、これは工事完成検査手数料が収入になったものでございます。

3款1項1目1節でございますが、これは六郷東部地区簡易水道事業の事業量追加によります補助金でございます。

5款1項1目1節でございますが、これも六郷東部地区簡易水道事業の事業量追加に伴います一般会計からの繰入金でございます。

7款3項2目2節でございますが、これは検定満期となりました水道メーターの下取りが収入となったものでございます。

8款1項1目1節でございますが、これは六郷東部地区簡易水道事業の事業量追加によります借入金でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目でございますが、11節は使用料納付通知及び窓つき封筒等の印刷費でございます。

2項1目11節でございますが、これは千畑中央地区、黒沢地区などの簡易水道施設及び漏水箇所の修繕費を増額しております。18節は水道メーターの購入実績により減額しております。

3項1目13節でございますが、これは請負差額及び精査によりまして測量設計委託量を減額してございます。15節でございますが、主に六郷東部地区簡易水道事業によります一ツ屋、七滝、細田、紀の国地域の追加工事を実施するため増額するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで議案第76号の説明が終わりました。

---

◎議案第77号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第77号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） それでは、下水道事業特別会計歳入歳出についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目1節繰入金でございますが、消費税の還付金及び下水道事業債の額の確定に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

6款3項1目1節でございますが、これは消費税の還付により増額になったものでございます。

7款1項1目3節及び4節は、事業債の額の確定によりまして3節を減額、4節を増額してございます。

次に、7ページでございます。

歳出でございます。

1款1項1目及び3款1項1目につきましては、人勸によります補正でございます。

2項につきましては、変更はございません。

3項1目の13節及び15節でございますが、15節の事業確定に伴い工事費を減額し、来年度以降の調査を実施するため13節を同額増とするものでございます。

2款1項1目は財源補正でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで議案第77号の説明が終わりました。

---

◎議案第78号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第78号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正



予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(鈴木 隆君) 農業集落排水事業特別会計の説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、人勸によります補正でございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで議案第78号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(伊藤福章君) 以上、説明がすべて終わりました。本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時49分)

